三井住友海上火災保険(中国)有限公司

上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 34 階
〒200120　TEL:(86-21)6877-7800　　FAX:(86-21)6877-6066

2008 年 10 月

代理店、保険ブローカー会社の皆さまへ

三井住友海上火災保険(中国)有限公司

「金融機構によるお客さま身分識別制度及び取引データ保存規定」施行に伴う身分証明書類の収集手続きにつき

中国人民銀行が公布した「金融機構大口取引と疑わしい取引報告管理弁法」及び人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会が聯名で公布した「金融機構による顧客身分識別と顧客身分資料及び取引データ記録保存管理弁法」の施行により、２００７年８月１日から、損害保険・傷害保険等のご契約・解約、保険金のお支払にあたっては、一定な条件に満たされた場合、お客さまの身分、複数の保険当事者間の関係等の確認をさせていただくこととなりました。当社が識別要件に満たされる仲介契約に対し判断・選別を行い、提携先である保険仲介機構（代理店、保険ブローカー会社）のみなさまはその対象お客さまから下記お客さま身分証明書類の提示を受けて、当社へ提出するようご協力をお願いいたします。

提示が認められるお客さま身分証明書類等

１、記入済「お客さま身分情報登録表」
２、お客さまの身分証明書類

①個人のお客さまの場合

A.　以下の書類のいずれかひとつ
○　身分証
○　パスポート
○　外国人就業証
B.　お手続きいただく代理の方について
○　代理委託協議
○　代理人の身分証明（左記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）

②機構（法人等）のお客さまの場合

A　機構（法人等）について
（下記の①および②の両方）
①工商登録証(副本)、組織機構コード証(副本)、税務登記証（副本）
②法定代表人の身分証明（左記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）
B. お手続きいただく方について
取扱者の身分証明（左記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）

３、保険当事者（契約者、被保険者、受益者）間の関係証明書類
①個人のお客さまの場合
結婚証、出生証明、戸籍登録証
②機構（法人等）のお客さまの場合
取引契約（業務委託契約もしくは書面な証明資料)、司法機構による認定書
※お客様が外国法人である場合、その所属国家（地区）の主管当局が発行した開業証明書（登録証書）のコピーを提供して下さい。（例：日本法人の場合、「登記簿謄本」を提供して下さい。）

＜本件に関するお問い合わせ先＞
三井住友海上火災保険(中国)有限公司
営業推進部　仲介管理課　TEL　(86-21)6877-7899